

消 第 2440 号
令和 7 年 10 月 23 日

一般社団法人 兵庫県 L P ガス協会会長 様

兵庫県危機管理部消防保安課長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（依頼）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、食品工場及び業務用厨房施設等において一酸化炭素中毒事故が発生していることから、経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長及び経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から別添写しのとおり要請がありました。

ひとたび一酸化炭素中毒事故が発生すると多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、換気、点検、業務用換気警報器設置等について、使用者等の理解を促すことが重要です。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等のガス設備の使用者及び管理者に対し下記について注意喚起していただきますようお願いいたします。併せて、傘下会員あて「液化石油ガス安全高度化計画 2030」による一酸化炭素中毒事故防止対策の実施を含め積極的な保安対策の推進について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ガスの消費設備を使用する際は必ず換気（給気及び排気の両方）を行なうこと。
特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にする事が想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行なわれているか、必ず確認すること。
なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び点検者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の

使用中止、補修、その他の危険を防止する措置を講ずること。

3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用するとともに、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行なうこと、特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。
4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万が一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気の重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む）への教育及び周知を実施すること。